

第5回 臂曲岩石採取事業監理委員会 会議録（要点筆記）

日時 平成27年7月22日（水） 10:11～11:04

場所 四季の森「しらい自然館」大会議室

出席 委員：池田新吉、菅原耕治、小野廣好、佐藤誠（代理）、

河野武男、佐々木久吉、小野寺正博、菅原英児（8）

川越工業：川越恵次社長、川越康平常務、高橋吉広営業部長、

神坂智行営業課長、菊池真治代理人、白土玄悦（株）大東開発社長（6）

山形県：産業政策課：長岡寿行 鈹政・計量主幹、笠原洋一 鈹政専門員、庄司平主事

庄内総合支庁産業経済企画課：斎藤貴課長、太田博之課長補佐、鳥海裕子主査（6）

遊佐町：本宮茂樹副町長、池田与四也企画課長、川俣雄二地域生活課長、高橋善之企画課長補佐兼企画係長、高橋英里企画課主事（5）

合計 25人 傍聴：0人 報道：1社

1. 開会

2. あいさつ

遊佐町：地元委員の皆様、県ご当局、そして川越工業株式会社様、ご多忙のところをご出席いただき感謝申し上げます。さて、本日暑さ厳しい中ではあったが植栽等の状況等含め現地をご覧いただいた。これらを踏まえ、皆様からの活発なご協議をお願い申しあげ、開会にあたっての挨拶とする。

山形県：日頃より、採石法、砂利採取法等に基づく鈹石行政については、ご理解ご協力をいただき、御礼申し上げます。さて、当監理委員会も今回で5回目となる。遊佐町吉出臂曲地内での岩石採取については、今後とも許可された岩石採取計画を尊重しながら事業を進めていただき、何らかの対応が必要な場面が出てきた場合は、当委員会の中で建設的な議論をしていただいて問題解決を図られることを期待している。簡単ではあるが、会議に先立ってのご挨拶とさせていただきます。

川越工業：忙しい中、このように皆さんからご出席を賜り現地の方も視察いただき、改めて御礼申し上げます。忌憚のないご意見等伺えればと思っている。よろしく願いしたい。

3. 協議

委員長：協議（1）採取の進捗状況について、川越さんの方からご説明をお願いします。

（1）採取の進捗状況について

川越工業：採取の状況については、次第の4ページ目に表をつけてもらっているので、そちらを読み上げさせていただきます。前回の委員会で平成26年3月から27年2月分を報告しているので、1番上の方にその期間の分はまとめてある。平成27年3月については、稼働日数が22日、岩石採取量は2,937 m³、トン換算では7,343 t。4月、

稼働日数が 25 日、岩石の採取量が 5,270 m³、トン換算で 13,175 t。次の②のうち場外搬出量というのは、現場から外の方にダンプで運んだ数量となっている。最初の数量に関しては、場内にストックした数量等も入っているの、こちらの場外搬出量があくまでも現場から出た数量ということである。数量は 938 m³、トン換算で 2,345t。5 月、稼働日数が 26 日、4,737 m³、トン換算で 11,843 t、うち場外搬出量は 4,457 m³、11,143t。6 月は稼働日数が 30 日、採取量 7,776 m³、トン換算で 19,440 t、場外搬出量 7,129 m³、トン換算で 17,823t となっている。1 番下の合計は、平成 26 年 3 月から平成 27 年 6 月までの合計で岩石が 72,585 m³、トン換算で 181,463t、風化岩は 1,706 m³、トン換算で 2,578 t。採取計画に対する割合としては、岩石が 60.1%、風化岩については 0.6%、場外搬出した岩石の数量は、平成 26 年 3 月から平成 27 年 2 月分は、まだ計算できていないが、今回の委員会までには、平成 26 年 3 月から平成 27 年 2 月分の数量も含めての表で出したい。以上。

委員長：委員の皆さんからご質問、ご意見等いただけたらと思う。・・・なければ私の方から 1 点だけ確認させていただく。計画時の含有率が岩石 30%、風化岩 70% で算出して、全体で言うと今現在 25.3%の採取量、岩石の方は 60.1%になっている。これは全体数量の中で許可の段階で岩石の部分についてはこれだけですと予測し、だけでも実際に岩石比率が多くなった場合でもその分の採取は認めますよということなのか。

山形県：採取の許可数量は、岩石 301,955t、風化した土が 425,838t、合わせて 727,793t での計画書を認可しているの、岩石は岩石の、風化岩は風化岩の認可数量ということになる。

委員長：委員の皆様から何かないか。・・・ないようであれば次の（2）の方に進ませていただく。（2）の雨天時の泥水対策と緑化について、会社の方から説明願う。

（2）雨天時の泥水対策と緑化について

川越工業：それでは緑化について説明させていただく。現場の方でも現地確認しながら説明させていただいたが、今年の植栽適期である 5 月中に法面が完了した部分について植栽を行った。残念ながら、約 1 割程度の枯渇状況になっているが、これについては来年度、また 4 月のはじめくらいから同じ方法で補植させていただく。今回の植栽後に法面が整形された部分、今後採掘に伴なって法面が成形完了していく部分についても、来年度春に植林を行う。年次ごとにああいう枯渇状況が確認された場合は、次年度再度植え替えるつもりで今後も様子を見たい。

泥水については先ほど現地の方で説明したが、前回の立会いの時点で若干沈殿池が小さいということから、5m×5m、深さ 2mに拡大している。雨も少ない状況であるが、雨に伴なって土砂が堆積した場合は水を一度汲みあげ泥水、泥土を発生させない状況にして、管理を適時行ってまいりたい。あと、1 点補足の説明させていただく。牧草地より上の林道沿いに、土嚢を積んであるが、この土嚢については、2 つの意味合いを持って設置してある。一つは、今申し上げた沈殿池、これが全てで

はないので、その下に流れた細かい粒子の砂等、その土嚢によって滞留させ下流の水質保全につなげたいと思っている。もう一点については、ほぼ毎日 13 台のダンプが走行しているが、土側溝が浸食されて深くなると、その加重により土側溝の方に崩れていってしまう。そういった道路の管理等も踏まえて、今年度土嚢を設置させていただいた。土側溝に溜まりすぎると、路面に水が流れてくるので、経過を見ながら撤去する部分あるいは第二弾の土嚢の設置の両方で管理したい。以上。

委員長：先ほどの現地での説明に加え、詳細な説明をいただいた。現地視察等も含めて皆さんからご質問、ご意見等いただきたい。

委員：法面の植栽について、結構勾配がきついと感じた。これからまた法面形成していくという話だが、今のままの傾斜では植栽が大変なのではないか。

川越工業：植栽についてはそのような見られ方もされようかと思うが、許可された勾配において法面設計を行い、その後に植栽し枯れたところについては次年次対応ということで行ってまいりたい。

委員長：現在の勾配については何%勾配という状況なのか。

川越工業：45 度の勾配となっている。

委員長：許可基準の中での法面勾配については、最大勾配が 45 度ということなのか。

川越工業：最大の掘削勾配は 75 度まで採石法では認められている。

山形県：岩の場合であれば 75 度が基準だと思うが、風化岩とか土に近い場合だと 45 度が基準になっていると思う。

委員長：皆さんから現地をしっかりと確認いただき、やっぱり 45 度という傾斜はかなりきつという印象を持たれているようであるので、植栽した苗が根付くということが大きな課題になっていると思う。

委員：植栽は杉苗でなければダメなのか。やはり自然に戻すとなれば雑木の方がいいのではないか。

川越工業：杉の植栽で許可を受けているので、杉苗で植栽をしたい。

委員長：杉苗以外の緑化であっても計画として提出されたものが適切であれば構わないということのようだ。杉苗が 45 度の勾配の中での植栽に一番適するものなのかどうか、広葉樹の植栽の可能性も会社の方としては、緑化の研究課題として検討いただければありがたい。

委員：斜面が 10m で、2m の平面部分があるが、そこには植えないのか。

川越工業：2m のステップの法肩と法尻を含め植林をしている。平面的に 1.8m ごとに植栽すると端数が出るが、なるべく高い方に端数を持って行って、全傾斜の最初の法尻と最後の法肩に植林をするということで行っている。

委員：緑化する場合、杉でなくても良いのか。それから樹種が変わる場合、業者さんの方で県に対して報告があって、我々にはその後に伝わってくるのか、その辺教えていただきたい。

委員長：杉の苗以外の樹種でも緑化計画というのは認められるのかどうか、県からお話しいただきたい。

山形県：採石法上は、その土地に適したものを植えていただきたいということ。今回の計画の中では、周辺の状況に適合した杉を植えるとなっている。県に樹種や本数の変更届を出していただいて審査が通れば、杉から他の適したものに換えるということは特に問題ない。

委員長：現認可においては今年初めての緑化であったが、会社としては他の地での経験を生かしながら進めていると伺っている。しかしながら、かなり厳しい勾配の中で、まだ植栽を済ませてからひと冬越していないという状況なので、今後の管理についても宜しくをお願いしたい。

それでは（３）の県・町より点検報告等ということで、県の方から願います。

（３）県・町より点検報告等

山形県：庄内総合支庁では巡回監視を週に一回行っている。採石場監視員が私どもの方に常駐しており、管内の採石場を回っている。臂曲採石場についての今年の４月１日から昨日までの実施状況は、巡回１４回、立ち入り検査１回、それからその他に現場視察１回、合計１６回立ち入りをしている。その際の着目点は、まずは濁り水が場外に流れ出していないかどうか。採石場からの排水が沢に流れていく訳なので、沢が濁っていないかどうか。それから沢の水と農業用水の横堰が合流している地点の水が濁っていないかどうか。それから、採石場で雨水などを一旦受ける沈殿池が土砂で埋まっていないかどうか、などについて監視を行っている。今年４月以降は泥水が沢に流れ出ているということは確認されていない。ただ、沈殿池に土砂の堆積が見られたので、６月に川越工業さんから浚渫していただいた。次は、採石区域が守られているかどうか。それから協定書に定められてある標高３２０ｍが守られているかどうか。これについては、守られているという結果である。それから、搬出道を損傷していないかどうか。これについては、町の指摘を受け川越さんの方で補修工事を行っている。それから緑化ですが、先ほどご覧いただいた通り順次緑化をしているというような状況。

委員長：それでは町の方から願います。

遊佐町：町は、町道と林道の道路点検を定期的に行い、４月から毎月、これまでだと計３回行っている。７月はこれから日程を調整し実施したい。カラーの資料、１頁をご覧いただきたい。７月１３日にガンサイザーの使用について現場を確認させていただいた。このガンサイザーは、非火薬組成の蒸気圧破碎薬剤、火薬の使用が許可されておらないところで薬剤で蒸気圧を発生させて岩を破碎するという薬剤。会社から使用の申し出があり、庄内総合支庁と協議した結果、現場立ち会いを行うことを条件に了承させていただいた。過去には平成２０年にも同地内で使用した実績があり、火薬に比べると低振動、低騒音で安全性も含め、大丈夫であろうと判断した。場所は、上のところで緑化の説明をしていただいた所。写真④のところ黒く丸で囲んだ部分がちょうど崩れた直後の写真。２頁以降、植栽の状況とか道路の状況を確認したところを写している。２頁の下の方、ちょうど町道から林道に上がる場所のＴ字路の部分に穴が開いており、水たまりもだいぶ広がっていたので、すぐに応急処

置をしていただき、林道の補修とともに5月25日にきれいにしていただいた。また町道については、A・B・C、三地点を計測している。町道管理者の方では多少の凹凸があっても安全性に問題がないという判断をしているので、今のところ新たな補修のお願いはしていない。また、看板についても、設置したいと町道管理者の方へ申し出があったが、特に問題がないということで許可をさせていただいた。町の方からは以上。

委員長：県並びに町から点検の報告等いただいた。このことに対して何か質問等ないか。

委員：町道を点検した個所は、補修の必要がなかったということだが、どのくらいの数値になると補修の対象になるのか基準を教えてください。

遊佐町：道路の補修については、今説明したように、現地を確認して、状況がひどければ業者さんに協力をいただき補修を行うということにしている。何ミリになったらというような形には今のところはっきりとした数値は定めていないが、穴が空いたり、亀裂が大きくなってきたり、状況によって通行上支障があるなど判断した場合には、現地立会いの上で補修していただくことになる。

委員：すごく難しい問題だと思うが、業者さんが走ったから壊れたというような因果関係をお互い双方の話し合いの中で確認できるのかどうか。壊れたらすぐ業者さんからというような話になるのか、そのあたり教えていただけないか。

遊佐町：現在までの状況については、路面の破損状況を、お互いに確認している。特に業者さんの方からは丁寧に確認をしていただいております、破損があれば町の方との話し合いの上ですぐに対応していただいている。先ほどの写真もその一例だし、また交通の安全の確保という意味で自主規制の看板も設置をいただく等業者さんからは、特にこちらからの申し出がないにしても積極的にその安全確保に努めていただいている。

委員長：その他ないようであれば、(3)まで終了させていただく。(4)その他ということで何かあるか。

(4) その他

委員：この間、川越さんから横堰用水路から水を汲みとって散水していたと聞いたが、やってからそういう報告じゃなくて、やる前に必ず了解を取って欲しい。看板の設置もそう。地域に対する事前相談が守られていない。地域住民からも、おかしいんじゃないかといわれてきた。水がどんなふうに使われたのかを教えてください。

川越工業：横堰から散水車に水を汲ませていただいた。林道から場内にかけて、ホコリがたたないように対策として散水するため水を使わせていただいた。あとからの報告ということで大変ご迷惑をおかけし申し訳ない。

遊佐町：いま委員からあった件、横堰からの水の汲みとりと看板の設置について、町に事前の連絡を行うということ以上に、何よりも地元に対して事前にご相談、協議をするということが鉄則だということを理解しているが、それがなかったということで、町からも嚴重注意をさせていただいた。会社からも十分反省をしていただき

理解をしていただいているが、今後事あるごとにあらかじめ地元、あるいは町にお話をいただくということをルール化させていただいておるので、改めて会社の方からも宜しくお願ひしたい。

委員長：やはりこの場での協議だけでなく、普段からいろんな情報の共用というのは大切なことである。

委員：ダンプの走行についてだが、もうちょっと静かに走ってもらいたい。あの辺りは通学路でもあるし、通学の時間帯も走っているようなので。

委員長：法定速度は守られているとは思いますが、地域の方々に対してもより安全運転に配慮した走行をお願ひしたい。会社の方へよろしくお願ひする。

それでは、4のその他、次回の監理委員会について説明を。

4、その他

事務局：事務局から次回の開催予定について提案する。昨年も8月の現場を確認いただいたあと11月の下旬に開催していた。だいたい11月頃になると、現場の方が冬の準備ということで一旦区切りが付き、今年度分の最終的な数量が出ると考えている。昨年度は雪が少なかったため、冬場も稼働していた時期があった。今年度はどうなるか分からないが11月末になればそんなに大きな動きは出ないのではないかと。特に搬出についてはほとんどなくなると思うので、委員の皆さんから何か申し出がなければ、11月下旬頃をめどに次回の開催を予定したい。

委員長：委員の皆さんから特に要望がなければ11月下旬頃ということではよろしいか。もし何らかのご意見、ご要望等あって委員会の開催を求めたいということであれば、対応させていただくので、その際には事務局に申し出ていただきたい。それでは、事務局にお返しする。

5. 閉会

事務局：短時間にもかかわらず、たくさんのご意見、ご質問をいただいた。本監理委員会の目的を改めて確認させていただく。委員会は協定書、環境保全に関する協定書ということで読み替えていただきたいと思うが、岩石採取計画の適正な執行および当該採取場の岩石採取に関する苦情、問題等の解決を図り、もって環境、景観及び地下資源の保全に万全を期することを目的とする、と記載してある。この主旨に従い、町、県、そして地元の皆さん、会社と4者でしっかりと対応を図っていきたいと思うので、今後とも宜しくお願ひしたい。これをもって閉会とさせていただきます。